

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年7月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500022号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500008号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年10月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年9月

請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社から請求期間①から⑤までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたと思う旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成28年2月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、請求期間①から⑤までに係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期間経過のため請求者の請求期間①から⑤までに係る預金口座に関する記録はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与が振り込まれていたことを確認することができない。

さらに、請求者は請求期間①から⑤までに係る賞与明細書等の資料は所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。